

「投資信託等の運用に関する規則」の一部改正

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則</p> <p>第1編 総 則 (省 略)</p> <p>第2編 証券投資信託 第1章 公募の証券投資信託 第1節～第2節 (省 略) 第3節 投資対象等 第1条～第11条 (省 略)</p> <p>(組入投資信託証券の範囲等)</p> <p>第12条 投資信託財産が組入れる投資信託証券は、次に掲げるものに限るものとする。</p> <p>(1) 第3条に規定する証券投資信託の受益証券又は第25条及び第26条に規定する証券投資法人の投資証券(海外における同様の資産で、金商法に定める外国投資信託の受益証券又は外国投資証券(以下「外国投資信託証券」という。)に該当するものを含む。)</p> <p>(2) 不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則(以下「不動産投信等規則」という。)第3条第1項に規定する不動産投資信託の受益証券又は不動産投資法人の投資証券(海外における同様の資産で、外国投資信託証券に該当するものを含む。以下「不動産投資信託証券」という。)</p> <p>(3) インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則(以下「インフラ投信等規則」という。)第3条第3項に規定するインフラ投資信託の受益証券又はインフラ投資法人の投資証券(海外における同様の資産で、外国投資信託証券に該当するものを含む。以下「インフラ投資信託証券」</p>	<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則</p> <p>第1編 総 則 (同 左)</p> <p>第2編 証券投資信託 第1章 公募の証券投資信託 第1節～第2節 (同 左) 第3節 投資対象等 第1条～第11条 (同 左)</p> <p>(組入投資信託証券の範囲等)</p> <p>第12条 投資信託財産が組入れる投資信託証券は、次に掲げるものに限るものとする。</p> <p>(1)～(5) (同 左)</p>

投資信託等の運用に関する規則

新	旧
<p>という。)</p> <p>(4) 第27条に規定する証券投資信託等以外の投資信託の受益証券又は第30条を適用する投資法人の投資証券(海外における同様の資産で、外国投資信託証券に該当するものを含む。)</p> <p>(5) 前各号に掲げる投資信託証券が、外国投資信託証券である場合には、細則で定める要件を満たす外国投資信託証券とする。</p> <p>2～3 (省 略)</p> <p>4 委託会社は、投資信託証券の組入れに当たり、次の指図を行なってはならない。</p> <p>(1) 投資信託間の相互及び循環保有</p> <p>(2) ファンド・オブ・ファンズ(当該ファンド・オブ・ファンズが親投資信託並びに政令第12条第1号及び第2号に規定する投資信託及び租税特別措置法第9条の4の2に規定する上場証券投資信託等(外国投資信託のうちこれに類するものを含む。以下「上場投資信託」という。)の場合を除く。)への投資</p> <p>5 (省 略)</p> <p>第12条の2～第21条 (省 略)</p> <p>第3章 ファンド・オブ・ファンズ (公募のファンド・オブ・ファンズの要件等)</p> <p>第22条 公募(私募以外のものをいう。以下同じ。)のファンド・オブ・ファンズは、次に掲げる要件を満たすものに限るものとする。</p> <p>(1) 組入れる投資信託証券が国内の投資信託証券である場合は、公募の投資信託証券(以下「公募投資信託証券」という。)及び公募投資信託に係る本会の規則等が適用されている投資信託証券であること。なお、組入れる投資信託証券が外国投資信託証券である場合は、細則で定める</p>	<p>2～3 (同 左)</p> <p>4 委託会社は、投資信託証券の組入れに当たり、次の指図を行なってはならない。</p> <p>(1) 投資信託間の相互及び循環保有</p> <p>(2) ファンド・オブ・ファンズ(当該ファンド・オブ・ファンズが親投資信託並びに政令第12条第1号及び第2号に規定する投資信託(外国投資信託のうちこれに類するものを含む。以下「上場投資信託」という。)の場合を除く。)への投資</p> <p>5 (同 左)</p> <p>第12条の2～第21条 (同 左)</p> <p>第3章 ファンド・オブ・ファンズ (公募のファンド・オブ・ファンズの要件等)</p> <p>第22条 公募(私募以外のものをいう。以下同じ。)のファンド・オブ・ファンズは、次に掲げる要件を満たすものに限るものとする。</p> <p>(1) (同 左)</p>

新	旧
<p>要件に適合する外国投資信託証券であること。</p> <p>(2) ~ (4) (省 略)</p> <p>(5) 当該ファンド・オブ・ファンズ及び組入れる投資信託証券の<u>概要・費用、組入れる投資信託等が保有している有価証券その他の資産の明細等について、交付目論見書の作成に関する規則第4条第1項第1号及び投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則第3条第1項第5号、第3条の3第1項第6号③、第6条に基づき開示するものであること</u></p> <p>(6) (省 略)</p> <p>2 公募のファンド・オブ・ファンズが組入れる不動産投資信託証券及びインフラ投資信託証券は、次に掲げる要件を満たすものに限るものとする。</p> <p>(1) 上場又は店頭登録（以下「上場等」という。）をしているもの（上場等の前の新規募集又は売出し、若しくは上場等の後の追加募集又は売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除く。）なものであること</p> <p>(2) 価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること</p> <p>(3) 決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること</p> <p><u>(4) 第1号から第3号の要件に関わらず、自主規制委員会が別に指定する不動産投資信託証券及びインフラ投資信託証券に該当するものであること</u></p> <p>3 (省 略)</p>	<p>(2) ~ (4) (同 左)</p> <p>(5) 当該ファンド・オブ・ファンズ及び組入れる投資信託証券の<u>信託報酬率、募集手数料等主たる支払費用をそれぞれの投資信託証券毎に開示するものであること</u></p> <p>(6) (同 左)</p> <p>2 公募のファンド・オブ・ファンズが組入れる不動産投資信託証券及びインフラ投資信託証券は、次に掲げる要件を満たすものに限るものとする。</p> <p>(1) ~ (3) (同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p>3 (同 左)</p>

投資信託等の運用に関する規則

新	旧
<p data-bbox="203 217 719 248"><u>4</u> (削除)</p> <p data-bbox="600 587 703 619">(以下略)</p> <p data-bbox="228 667 315 699"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="228 708 831 740"><u>この改正は、令和6年9月19日から実施する。</u></p>	<p data-bbox="1133 217 2029 536"><u>4 委託会社は、少なくとも6ヵ月に1回（計算期間が6ヵ月に満たない場合は毎決算報告時）、投資される投資信託等が保有している有価証券その他の資産の直近の明細（組入れた投資信託の直近の決算時又は半期時の報告等、当該委託会社が知り得る直近の明細をいう。）を知り得る範囲で開示するものとする。ただし、投資した投資信託証券が不動産投資信託証券及びインフラ投資信託証券の場合については、当該不動産投資信託証券及びインフラ投資信託証券の直近の決算時等における運用概要等について、知り得る範囲で開示するものとする。</u></p> <p data-bbox="1529 587 1635 619">(同 左)</p>